

議案第23号関係資料

広報、広聴事業の取扱いについて

平成 15 年 11 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

(23) 広報、広聴事業

企画調整専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	広報(広報紙発行)	○	○	○	B	
2	市(町)勢要覧	○	○	○	B	
3	市政テレビ番組の制作	○	×	×	B	
4	声の広報の発行	○	×	×	B	
5	市民便利帳の発行	○	×	×	B	
6	報道機関への情報提供	○	○	○	B	
7	新聞での広報	○	×	×	B	
8	ラジオでの広報	○	×	×	B	
9	広報紙の全戸配布	○	○	○	B	
10	市政ガイド	○	×	×	B	
11	広告に関すること				B	
12	情報公開制度				B	
13	行政資料の管理・提供		×	×	B	
14	情報公開審査会				B	
15	市長の資産公開に関すること				B	
16	個人情報保護				B	
17	市民相談				B	
18	専門相談		×	×	B	
19	市民相談主任者制度		×	×	B	
20	環境パトロール		×	×	B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21	市民公聴条例(仮称)の制定		×	×	B	
22	陳情・要望				B	
23	市民ミーティング		×	×	B	
24	対話集会			×	B	
25	市長への手紙		×		B	
26	秋田魁新報「読者の声」		×	×	B	
27	市・町政モニター制度			×	B	
28	施設見学会		×	×	B	
29	小・中学校校内見学				B	
30	「市民の声」の作成		×	×	B	
31	行政相談				B	
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(23) 広報、広聴事業

企画調整専門部会

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 広報(広報紙発行)	<p>【広報あきた】 毎月第2・第4金曜日発行。A4版。16頁、20頁、24頁の3パターン 129,000部作成 業者による全戸配布</p> <p>広報課にてDTP編集、印刷業者に依頼。後編集データ、秋田市HP用HTML・PDFファイル、CDで納品</p>	<p>【広報かわべ】 毎月1日発行。A4版。頁数不定。 3,500部作成。町内会ごとの囑託員が全戸配布</p> <p>企画情報課にて割付・構成し印刷業者に依頼。後河辺町HP用PDFファイルCDで納品</p>	<p>【広報ゆうわ】 毎月1日発行。A4版。20頁を基本に2頁単位で増減。2,700部作成。各自治会長を通じて全戸配布 総務企画課にてDTP編集、印刷業者に依頼。後M0で編集データ、写真等を納品。雄和町HPには抜粋で一部を掲載</p> <p>【広報ゆうわお知らせ版】 毎月15日発行。A4版。4頁。2,500部作成。各自治会長を通じて全戸配布</p>	発行の形態や回数が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
2 市(町)勢要覧	市の概要を写真や統計資料で紹介した冊子で、視察者や職員の出張時に配付。説明は英訳併記 毎年1回発行。A4版。36頁カラー 1,800部作成 デザイン等外注	町の概要を写真や統計資料で紹介したもので、視察者や職員の出張時に配付 平成13年発行。A4版。16頁カラー 400部作成(随時増刷) 印刷のみ外注	町の概要を写真や統計資料で紹介したもので、視察者や職員の出張時に配付 平成11年発行。A4版。28頁4色カラー 700部作成 デザイン等外注		合併時に秋田市の制度に統一する。
3 市政テレビ番組の制作	<p>【市政テレビ5分番組】 自主制作による映像で市の行事や市民の活動等を紹介。民放3局で日曜を除いた平日に放送</p> <p>【市政テレビ15分番組】 市長の出演による市の政策や事業の紹介。ABSで毎月最終日曜日午前7時30分から放送</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
4 声の広報の発行	視覚障害者で希望する約100人に、広報あきたと市議会だよりの内容を入れたカセットテープを郵送する。発行日は広報あきたと同じ。 吹き込みはボランティアグループに委託し、広報課で、市長が読む「ほっとコラム」を入れて編集、ダビング、送付作業をする。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
5 市民便利帳の発行	各種手続きや制度などを分かりやすくまとめたガイドブックで、転入者や希望者に窓口で配布 毎年1回発行。A4版。84頁。表紙、裏表紙のみカラーで他は2色刷り 17,000部作成 各課等から情報を収集し、広報課でDTP編集後印刷業者に依頼 秋田市HP用PDFファイルをCDで納品	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
6 報道機関への情報提供	記者会見、資料投げ込みなどにより、市政記者クラブを活用して市政情報を提供	電話、メールにより、主に秋田魁新報社へ情報提供	随時、報道機関へ情報提供		合併時に秋田市の制度に統一する。
7 新聞での広報	【秋田市広報板】 秋田魁新報紙面で、休刊日を除く毎回の朝夕刊にお知らせ等を130字程度で掲載。広報課で原稿を作成 【市政PR記事「花時計だより」】 秋田魁新報紙面9段を使い、年1回、市の事業等のPR記事を掲載。新聞社との話し合いで紙面作成	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
8 ラジオでの広報	【市政ラジオ対談番組】 職員が出演し、アナウンサーとの対談形式で行事等を紹介。毎週1回5分、ABSとエフエム秋田で放送 【市政ラジオお知らせ番組】 アナウンサーによる読み上げで行事やお知らせを紹介。月～土曜日の5分、エフエム秋田で放送	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
9 広報紙の全戸配布	業者による全戸配布 年度当初の入札により、民間業者に委託。平成15年度は秋田さきかけ販売店協同組合 1部当たり単価2,5725円	嘱託員による全戸配布 役場職員が各町内会毎に置かれた嘱託員に届ける。 配布謝礼嘱託員1人当たり平均8,000円(年額)	各自治会を通じて全戸配布 総務企画課職員が自治会長に届ける。「自治会連絡調整交付金」制度がある。	配布方法が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
10 市政ガイド	市の予算と事業を紹介したリーフレットで、各種会議などでの資料として活用 毎年1回発行。A4版変形。カラー 2,000部作成 デザイン等外注	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
11 広告に関すること	市内で開催されるイベント(クリーンアップ、竿燈)や市内の学校等が全国大会に出場した際に、新聞社や雑誌社において企画した紙面に秋田市名義の広告を掲載するもの。 なお、新年や暑中見舞い等時候の挨拶は掲載依頼しないこととしている。	町内のイベントおよび小・中学校等が全国大会出場した際等に、新聞社や雑誌社において企画した紙面に河辺町名義の広告を掲載するもの。	町から積極的な広告は行っていない。現状では、広告代理店からの要請で、全県的なものかどうか、町関連の事業であれば、効果等勘案し、受諾か否かを決定している。		合併時に秋田市の制度に統一する。
12 情報公開制度	秋田市情報公開条例(平成10年7月1日施行)に基づき実施している。	河辺町情報公開条例(平成12年4月1日施行)に基づき実施している。	雄和町情報公開条例(平成11年4月1日施行)に基づき実施している。	両町に規定があり秋田市に規定がないものがある。	合併時に秋田市の制度に統一することを基本とする。 ただし、両町に規定があり秋田市に規定がないものについては、条例改正時に併せて検討する。
13 行政資料の管理・提供	市政情報に関する相談・案内を行うほか、市政に関する行政資料や各種刊行物などの閲覧、貸出を行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。 また、河辺町、雄和町に資料閲覧コーナーを設置する。
14 情報公開審査会	秋田市情報公開審査会	河辺町情報公開審査会	雄和町情報公開審査会	・審査会委員の構成メンバー ・委員報酬額 ・任期等 上記が異なっている。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
15 市長の資産公開に関すること	・資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書および関連会社等報告書を作成し、5年間保存する。 ・報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。	・資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書および関連会社等報告書を作成し、5年間保存する。 ・報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。	・資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書および関連会社等報告書を作成し、5年間保存する。 ・閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。		合併時に秋田市の制度に統一する。
16 個人情報保護	秋田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和61年4月1日施行)に基づき実施している。	電子計算組織利用に係る個人情報保護に関する条例(平成元年3月10日施行)に基づき実施している。	雄和町電子計算組織利用に係る個人情報保護に関する条例(平成7年3月15日施行)に基づき実施している。	・審議会委員の構成メンバー ・委員報酬額 ・任期 上記が異なっている。	合併時に秋田市の制度に統一する。
17 市民相談	市民の個人的な相談や行政に対する意見・要望等を受け付け、職員による助言や、より適切な相談窓口への紹介等により問題解決を図っている。	町民の個人的な相談や行政に対する意見・要望等を受け付け、職員による助言や、より適切な相談窓口への紹介等により問題解決を図っている。 ・特定窓口なし	町民の個人的な相談や行政に対する意見・要望等を受け付け、職員による助言や、より適切な相談窓口への紹介等により問題解決を図っている。 ・特定窓口なし	河辺町では社福協に相談事業を委託している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
18 専門相談	多種多様な相談に対して、専門的な立場での助言を行うため7種類の専門相談を実施している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
19 市民相談主任者制度	各課所室に市民相談主任者(課長補佐相当職)を置き、市民相談に関する事務連絡を円滑に行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
20 環境パトロール	市民からの要望・相談等に対して、現地調査を行い、関係課所室等と連絡を取りながら速やかに処理している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
21 市民公聴条例(仮称)の制定	市の行政計画の企画立案過程等において、市民の多様な意見、情報、専門的知識等を広く求め、市の意思決定に反映させる制度の制定を準備している。	未実施	未実施	秋田市のみ検討中	平成16年度中の制定予定 合併時に秋田市の制度に統一する。
22 陳情・要望	原則として市民相談室において受理し、主管課の回答を得て速やかに処理している。	企画情報課で受付後、各担当課へ照会。各課から回答が提出されしだい、すみやかに処理している。	原則総務企画課で受付し、関連課に写しを配付している。		合併時に秋田市の制度に統一する。
23 市民ミーティング	市民からの市政に対する要望等を直接聴取する機会として、また、市政情報を積極的に提供し、市政に関するPRの場等として実施している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
24 対話集会	地区振興会や町内会連合会、各種団体などの要請に応じて随時開催しており、事前に提出された陳情書や要望書などに対して本市が行った回答内容などについて、課長以下の担当職員が説明を行っている。	町政を語る会として各町内会主催で実施。町長および担当課長等が出席し、町の事業計画等を説明、その後、意見交換を行っている。	未実施	雄和町のみ未実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
25 市長への手紙	市民から手紙や電子メール等で寄せられる要望や苦情等について、原則として市民相談室において受理し、主管課の回答を得て速やかに処理している。	未実施	町民等から手紙や電子メール等で寄せられる要望や苦情等については、総務企画課で受理し、主管課の回答を得て速やかに処理している。	河辺町のみ未実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
26 秋田魁新報「読者の声」	秋田魁新報の「読者の声」欄に掲載された市政に対する要望や意見、提言等について、紙面で回答するなどして処理している。	未実施	未実施	秋田市のみ実績あり。	合併時に秋田市の制度に統一する。
27 市・町政モニター制度	市政に対する市民の考えを把握するとともに、市政の効率的な運営に資するための制度。選任したモニターから、市政に対する意見や要望、提言等を聴取している。	町民の町行政に対する率直な意見、要望を吸収し、町政に反映させている。	未実施	雄和町のみ未実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
28 施設見学会	市政への関心と理解を深めていただくため、市民のみなさんを市の施設等に案内している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
29 小・中学校庁内見学	社会科の授業や総合学習の調査、職場訪問等で市役所を訪れる小・中学生に対して、市役所本庁舎や市議会議場を案内するとともに、市の業務内容についても説明を行っている。	小・中学生から庁舎見学の依頼があったときに、総務課で対応している。	社会科の授業や総合学習の調査、職場訪問等で役場を訪れる小・中学生に対して、役場庁舎や公民館(農村環境改善センター)、図書館など公共施設を案内するとともに、町の業務内容についても説明を行っている。		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
30 「市民の声」の作成	毎年度の、広聴事業と相談事業の実績を集計し、公表している。	未実施	未実施	秋田市のみ作成	合併時に秋田市の制度に統一する。
31 行政相談	総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、国の行政機関や特殊法人などの仕事に対する苦情や要望を聞き、解決を図る制度で、市民相談室で対応している。	総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、国の行政機関や特殊法人などの仕事に対する苦情や要望を聞き、解決を図る制度で、総務課で対応している。	総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、国の行政機関や特殊法人などの仕事に対する苦情や要望を聞き、解決を図る制度で、総務企画課で対応している。		合併時に秋田市の制度に統一する。